

筑西広域市町村圏事務組合の公印に関する規程

昭和 56 年 9 月 3 日
訓令第 2 号

改正	平成10年10月16日訓令第 2 号	平成11年 2 月 1 日訓令第 1 号
	平成15年 3 月28日訓令第 4 号	平成16年 2 月19日訓令第 1 号
	平成17年 3 月28日訓令第 2 号	平成19年 3 月29日訓令第 1 号
	平成21年 4 月 1 日訓令第 3 号	平成21年 9 月17日訓令第 6 号
	平成23年 3 月25日訓令第 2 号	平成23年 5 月24日訓令第 8 号
	平成25年 3 月19日訓令第 2 号	

(趣旨)

第 1 条 筑西広域市町村圏事務組合の公印については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の種類、名称、用途、寸法及び保管者は、別表第 1 のとおりとする。

(公印のひな型)

第 3 条 公印のひな型は、別表第 2 のとおりとする。

(保管の方法)

第 4 条 公印保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には、堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第 5 条 公印保管者は、公印を調製し、改刻し又は廃棄する必要があると認めた場合は公印の調製(改刻)(廃棄)申請書(様式第 1 号)を管理者に提出しなければならない。

2 公印保管者は、公印を改刻し又は廃棄したときは、不要となった公印を事務局長に引き継がなければならない。

(公印の告示)

第 6 条 管理者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄したときは、公印の種類、用途及び印影並びに使用の開始又は廃棄の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第 7 条 事務局長は、公印台帳(様式第 2 号)を備え、公印の種類・印影、その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印の事故)

第 8 条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第 3 号)を管理者に提出しなければならない。

(公印の使用)

第 9 条 公印を使用するときは、公印保管者又はその命を受けた職員に決裁文書(決裁印のある起案文書等)及び押印すべき文書を呈示し、その押印を受けるものとする。ただし、公印保管者又はその命を受けた職員が承認し、又は命じたときは、その面前において当該文書の取扱者が押印するものとする。

2 公印使用簿(様式第 4 号)を備える公印を使用したときは、当該文書の取扱者は、当該公印使用簿に所定の事項を記載しなければならない。

(公印の刷込み)

第10条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。
この場合においては刷込みの都度当該公印保管者を経て管理者に公印刷込み承認願（様式第5号）を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は公印の取扱いに準じ、事務局長が保管するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に使用中の公印は、当分の間、この訓令により調製したものとして使用することができる。

附 則（平成10年10月16日訓令第2号）

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年2月1日訓令第1号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月19日訓令第1号）

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第1号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この訓令の施行の際現に在職する収入役に係る公印については、第4条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合の公印に関する規程別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成21年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月17日訓令第6号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月24日訓令第8号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

種類	名称	用途	寸法	ひな型 番号	公印保管者
庁印	筑西広域市町村圏事務組合之印	一般	方 24mm	(1)	事務局長
"	筑西広域市町村圏事務組合之印	契り	縦 33mm 横 13mm	(2)	事務局長
"	県西総合公園専用 筑西広域市町村圏事務組合之印	証明等窓口事務	方 24mm	(3)	県西総合公園管理 事務所長
"	筑西広域市町村圏事務組合議会 之印	議会	方 24mm	(4)	事務局長
職印	筑西広域市町村圏事務組合管理 者之印	一般	方 21mm	(5)	事務局長
"	筑西広域市町村圏事務組合管理 者之印	賞状等	方 36mm	(6)	事務局長
"	筑西遊湯館専用 筑西広域市町村圏事務組合管理 者之印	証明等窓口事務	方 21mm	(7)	筑西遊湯館長
"	きぬ聖苑専用 筑西広域市町村圏事務組合管理 者之印	証明等窓口事務	方 21mm	(8)	きぬ聖苑場長
"	消防本部専用 筑西広域市町村圏事務組合管理 者之印	証明等窓口事務	方 20mm	(9)	消防長
"	筑西広域市町村圏事務組合管理 者職務代理者之印	一般	方 24mm	(10)	事務局長
"	きぬ聖苑専用 筑西広域市町村圏事務組合管理 者職務代理者之印	証明等窓口事務	方 21mm	(11)	きぬ聖苑場長
"	筑西広域市町村圏事務組合会計 管理者之印	一般	方 21mm	(12)	会計管理者
"	筑西広域市町村圏事務組合事務 局長之印	一般	方 21mm	(13)	事務局長
"	筑西広域市町村圏事務組合議会 議長之印	一般	方 21mm	(14)	事務局長
"	筑西広域市町村圏事務組合監査 委員之印	一般	方 21mm	(15)	事務局長
"	筑西広域市町村圏事務組合代表 監査委員之印	一般	方 21mm	(16)	事務局長

別表第2 (第3条関係)

(1)

筑西広城市 町村圏事務 組合之印

(2)

筑西広城市町村 圏事務組合之印

(3)

筑西広城市 町村圏事務 組合之印
県西総合公園専用

(4)

筑西広城市町 村圏事務組合 議会之印

(5)

筑西広城市町 村圏事務組合 管理者之印

(6)

筑西広城市町 村圏事務組合 管理者之印

(7)

筑西広城市町村 圏事務組合管理 者之印
筑西遊湯館専用

(8)

筑西広城市町 村圏事務組合 管理者之印
きぬ聖苑専用

(9)

筑西広城市町 村圏事務組合 管理者之印
消防本部専用

(10)

筑西広城市町村圏 事務組合管理者職 務代理者之印

(11)

筑西広城市町村圏 事務組合管理者職 務代理者之印
きぬ聖苑専用

(12)

筑西広城市町村 圏事務組合会計 管理者之印

(13)

筑西広城市町村 圏事務組合事務 局長之印

(14)

筑西広城市町村 圏事務組合議会 議長之印

(15)

筑西広城市町村 圏事務組合監査 委員之印

(16)

筑西広城市町村圏 事務組合代表監査 委員之印

様式第1号 (第5条関係)

公印の調製（改刻）（廃棄）申請書

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 様

公印保管者職氏名 _____ 印

下記のとおり公印の _____ について申請します。

記

1	理 由	調製（改刻、廃棄）
2	書体寸法	
3	公 印 名	
4	使用開始 廃棄期日	年 月 日
5	印 影	<input type="checkbox"/>

様式第2号 (第7条関係)

公 印 台 帳

公 印 名			書 体	
			寸 法	
使用開始		廃 止	年 月 日	
		理 由	磨減 職制変更 その他	
保 管 者		印 影	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> 年 月 日 押 な っ	
摘 要				

様式第3号（第8条関係）

公 印 事 故 届	
年 月 日	
筑西広域市町村圏事務組合管理者 様	
公印保管者職氏名 _____ 印	
下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。	
記	
1 事故のあった公印名	
2 事故の内容	
3 事故の後ににおける処理のてん末	
4 その他必要事項	

様式第4号（第9条関係）

公 印 使 用 簿								
文 書 の		件 名	あ て 先	通 数	押 印 月 日	所 属	氏 名	備 考
番 号	月 ・ 日							

様式第5号（第10条関係）

公 印 刷 込 み 承 認 願

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 様

かい所長名

印

証票等の名称		刷込み枚数	
公印の種類		寸法 (ミリメートル)	
公印刷込みを必要とする理由		備考	